

Title	戦国期矢上の領主中田氏の動向
Sub Title	A trend of Lord Nakata at Yagami in the Age of Wars
Author	盛本, 昌広(Morimoto, Masahiro)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2000
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 No.15 (2000. 5) ,p.54- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20000531-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦国期矢上の領主中田氏の動向

盛 本 昌 広

はじめに

従来の戦国期の後北条領国に関する研究は後北条氏当主や一族、または城主クラスの支配体制やその動向が中心であり、それより下のレベルの家臣が研究対象に取り上げられることは少なかった。彼らは貫高で言えば、百貫以下の知行者であるが、知行地に館や屋敷を構え、農業経営にも携わっていて、より在地に密着した存在であった。しかし、その一方で、北条氏の配下で様々な実務をこなし、戦に参加するなどの活動も行っていた。戦国後期になると、北条氏は軍役負担者の増加を図り、村落上層の者を取り立てて、給田や知行地を与えるようになり、その家臣の裾野は広がりつつあった。彼らは後北条氏滅亡後に運良く仕官した者もあるものの、大多数は知行地や別の土地に帰農し、近世には名主を勤めるなど旧家として一定の権威を村落内で保っていた。

こうした下層の家臣の中にも、かなり階層差があり、その相違を位置付けることも大切だが、個別の家臣を対象として、戦国から近世にかけての動向を明らかにする必要があると思われる。そこで、本稿は矢上（横浜市港北区）の知行者であった中田氏を対象として、その動向を明らかにすることを目的とする。後述するように、矢上村には中田氏に関する伝承や遺跡が存在し、近世にもその存在は村人に影響を与えていた。

矢上村は慶応大学日吉校舎と矢上校舎をその領域に含み、日吉校舎のある台地の東側、矢上校舎のある台地の南側に集落が集中していた。中田氏

の館跡と伝える場所は現在は野球場とハンドボール場になっているが（真下は新幹線のトンネル）、野球場の一角とそこへ上がる階段の登り口に中田氏の子孫が建立した石碑が存在する。⁽¹⁾ この付近の谷はかつては水田であり、台地上の古墳の存在から見て、かなり古くから開発されていたと思われる、戦国期においても矢上の主要な水田の所在地であった。

一方、矢上村の領域にある二つの台地の間を西に向かって谷が入り込んでいるが、この谷の西は近世には駒ヶ橋村（横浜市港北区下田町）、その奥が高田村（同区高田町）であった。また、矢上村の東側を流れている矢上川の対岸は南加瀬・北加瀬村で、その東側には小倉・平間・鹿島田村があった。矢上・駒ヶ橋村の北側は木月・井田村、南側は箕輪・駒林村があった。これらの地域は様々な点で交流が深かったが、明治二二年（一八八九）に矢上・南加瀬・鹿島田・駒林・駒ヶ橋・箕輪・小倉の七村が合併して日吉村が成立した。しかし、昭和初期には川崎市と横浜市のどちらに編入されるかで紛糾した地域でもある。本稿ではこうした矢上周辺地域の戦国期の状況も明らかにするつもりである。

1 中田氏の知行地の分布

永禄二年（一五五九）作成の『所領役帳』の御家中衆に「小机衆 三郎殿」の記載があり、小机本郷の百七十六貫四百三十文を筆頭に、計千六百二十二貫百十二文を知行している。この三郎殿は北条宗哲（氏綱の弟）の子と推測され、⁽²⁾ 当時小机城主であり、その配下に小机衆がいた。既に湯山学氏が指摘しているように、『所領役帳』の三郎殿以下には小机衆の名前と知行地・貫高が列記され、神田次郎左衛門から村島豊左衛門までの計千六十九貫百十八文と上田左近・笠原平左衛門・増田の三人の二つのグループに分けられている。⁽³⁾ この小机衆の中には後北条氏滅亡後にそのまま知行地に土着し、名主を勤めるなど村落内で有力者としての地位を保った家もある。

その一つが近世に川島村の名主を勤めた中田氏である。『所領役帳』の

小机衆には中田加賀守の名があり、川嶋（横浜市保土ヶ谷区）で十一貫五百五十文、矢上之内で三貫八百七十文、計十五貫八百七十文を与えられている。同姓の知行人として、中田藤次郎の名もあり、渋口（川崎市高津区子母口）で十五貫百八十文を知行している。⁽⁴⁾

また、太田新六郎（康資）の知行地の中に、「稲毛 鹿嶋田・借宿中田分」（二貫五百文）、その次に「同 小田中分同人分」（一貫二百文）とある。『所領役帳』における康資の知行地は直領と「寄子衆＝配当候書立」に分かれているが、この部分は後者にあたり、康資の寄子の中田氏が鹿嶋田・借宿（川崎市幸区）・小田中（川崎市中原区）を知行している様子が窺える。しかし、その貫高はわずかであり、各村には別の知行者がいたとも考えられる。鹿嶋田に関しては、康資の寄子の知行分として「鹿嶋田中村分」（一二貫八五〇文）とあり、中村氏の知行地が存在していた。

永禄四年（一五六一）八月、小机城主北条氏堯は市野善次郎に「稲毛之内木月之郷中田彦七郎并賀藤分」を与えていて、⁽⁵⁾ 木月郷（川崎市中原区）はこれ以前は中田彦七郎と賀藤氏の所領であったことが窺える。この木月は『所領役帳』では康資の知行地（二五貫文）でもあったので、永禄二年の段階では北条氏と太田氏の相給で、その二年後に北条氏直轄領が市野氏の知行地とされたと思われる。しかし、木月郷内の北条氏直轄領のすべてが市野氏に与えられたとは限らず、なおも北条氏直轄領が残存していた可能性もある。この市野氏に関しては後述する。

矢上の東隣は近世には北加瀬村、その東隣に鹿嶋田村、北隣に借宿村がある。また、矢上の北隣には近世には木月村、その西北隣に上小田中・下小田中村があった。つまり、中田氏の知行地の子母口・木月・鹿嶋田・借宿・小田中は、すべて中田加賀守の知行地である矢上の近隣にあり、地域的にまとまっている。以上の知行関係により、以前から中田氏は矢上周辺を一族の間で分割して知行していたが、加賀守のように北条氏家臣となった者と太田康資の家臣となった者に分かれ、改めて知行地を安堵されていたと推測される。その中でも加賀守は知行貫高の多さから見て、惣領と見

られ、渋江の知行者中田藤次郎や康資の家臣の中田氏はその一族であろう。元々は太田氏家臣であった中田氏は矢上を足場にして、矢上川対岸地域にも進出し、この地域にかなりの勢力を持っていたと考えられるが、後北条氏の進出によって一族が分裂し、その勢力は前代に比べると弱体化したと思われる。

一方、康資の寄子分として与えられた知行地の貫高は少ないので、前述したように各村には別の知行者がいたはずである。渋口に関しては、康資の寄子の知行地には「渋口分同人（蒲田分）」（十貫文）があり、渋江も中田・蒲田両氏が知行していた。黒田基樹氏によれば、康資の知行地は大きく①江戸地域北部、②江戸地域南部、③稲毛、④小机に分かれ、稲毛・小机に関しては矢上川と多摩川の間に集中していることが明らかにされている。⁽⁶⁾ また、康資の寄子の知行地のすべてが北条氏によって把握されたとは言えないと述べているが、中田氏の場合も把握されていない所領分があったとも考えられる。一方、木月郷のように明らかに北条氏直轄領も存在するので、この地域の知行関係はかなり入り組んだものであったのは間違いない。

ところで、『所領役帳』の村名にある稲毛や小機の注記は地域呼称の一種だが、いかなる領域を示しているのだろうか。矢上付近では矢上・箕輪・駒林・井田・上丸子・戸手・下丸子は小机、高田・木月・小田中・小倉・鹿嶋田・渋口は稲毛であり、この地域は小机と稲毛が錯綜している。稲毛の呼称は稲毛庄という荘園名に由来する。稲毛庄は承安元年（一一七一）の稲毛本荘検注目録に「稲毛本御庄」とあるのが初見で、内部は本田二六六町三〇〇歩と新田五五町六段一四〇歩があり、新田の除田の中に神田一町二段があり、その内訳は「稲毛郷鎮守両所六段、井田郷鎮守三段、田中郷鎮守三段」となっていた。⁽⁷⁾ 同目録の本田の除田の中に「春日新宮免二町」とあるが、これは宮内村にある春日神社のことで、この付近が稲毛郷と推測されている。⁽⁸⁾ また、井田郷は井田村、田中郷は小田中村のことであり、矢上の北部の中原区一帯が稲毛庄の中心地であったことが窺え

る。

一方、元久元年（一二〇四）の九条兼実置文には「稲毛新庄」の名も見え、稲毛庄は本庄と新庄に分かれていた。中世史料では稲毛新庄内の地名としては「稲毛新庄坂戸郷」「稲毛新庄内渋口郷」「稲毛新庄領家方内木田見方郷」があり、現在の高津区一帯が稲毛新庄であったことがわかる。このように、稲毛庄は現在の中原・高津区を荘域としていたと推測できるが、室町から戦国期になると稲毛郡の名称が現れ、本来の稲毛荘よりも領域が拡大する傾向がでてくる。多摩川下流には河崎荘という荘園があり、その中心は今の川崎駅付近であったが、天文十六年（一五四七）三月の熊野先達壇那注文に「いなけ郡河崎郷住」とあり、河崎庄も稲毛郡内に属するという認識が広がっていた。⁹⁾

こうした稲毛という地域呼称の拡大が『所領役帳』の稲毛の注記に反映していると思われる。注記のある郷村は東は多摩川、西は鶴見川・矢上川、南は鶴見川河口に近い小田、北は溝口・末長・長尾をほぼ境界とし、中世前期の稲毛庄の領域を越えている。そして、この拡大した稲毛の領域は近世の稲毛領に発展し、一定の地域単位をなすに至った。

一方、稲毛の内部には小机の注記がある村も見られ、明らかに稲毛庄内であった井田も小机とされている。矢上川は基本的には小机と稲毛の境界をなしていたが、川をはさんで両方の村が入り乱れていて、領域的には混乱が生じている。この混乱の原因は明確ではないが、太田氏の支配段階の知行関係が影響を及ぼしていると推測される。また、扇谷上杉氏の武蔵国支配の際に、小机城は争奪の対象となるなど、重要な城であり、小机城を中心に扇谷上杉氏や太田氏の支配が行われ、それが小机の呼称の拡大を生んでいたとも考えられる。

ところで、『所領役帳』段階での矢上周辺の郷村の知行者はどのようになっていたのだろうか。矢上の北の駒ヶ橋村は『所領役帳』に名が見えないので、北条氏直轄領と推測される。その北側の高田は『所領役帳』では江戸衆の恒岡弾正忠の所領（三二貫五百文）で他に下平川（千代田区神田

錦町・大手町西部）・中丸（板橋区中丸）・富塚（新宿区西早稲田）・北見（世田谷区喜多見）・「板橋高本方」・小日向（文京区小日向）にも所領（計九三貫二五〇文）があった。弾正忠は江戸太田氏の家臣であったが、後北条氏の武蔵進出の過程で、その家臣になったと思われる。

一般に『所領役帳』では記載の先頭または貫高の最大の地が本拠地とされているが、⁽¹⁰⁾ 弾正忠の場合は高田が記載の先頭かつ貫高最大なので、この地が本拠地と思われる。⁽¹¹⁾ 前述したように、矢上周辺には太田氏とその家臣の所領が集中して存在するので、恒岡氏も以前に太田氏から高田を宛行われ、そこを本拠地としたのであろう。そして、これに加えて江戸周辺の所領も太田氏から与えられたと推測される。『所領役帳』の康資の寄子知行分には「長尾村 鈴木共恒岡分」（二一貫文）、「江古田恒岡分」（五貫文）とあり、太田氏寄子の恒岡氏が長尾（川崎市長尾区）と江古田（中野区）を知行していた。⁽¹²⁾ 長尾は稲毛に属し、矢上川上流の北側に位置するので、恒岡氏はこの地域と関係が深かったことが窺える。

一方、矢上の南側の綱嶋と箕輪村は御家中衆の左衛門佐殿（北条氏堯）の知行地で、その貫高は計二百貫であった。氏堯は永禄四年（一五六一）閏三月以前に三郎殿に代わって、小机城主となっていた人物で、氏綱の子と推測されている有力な北条一族であった。⁽¹³⁾ 北条氏入部以前の知行者は不明だが、太田氏や扇谷上杉氏、またはその家臣が知行者で、それを北条氏が没収して、氏堯に与えたと推測される。綱嶋と箕輪は隣接しているが、綱嶋の地名は鎌倉時代から見られるので、⁽¹⁴⁾ 箕輪は室町から戦国期に綱嶋から分村したものと思われる、それゆえにこの時点でも両者は一体の土地として扱われていたのだろう。綱嶋の南には鶴見川が流れ、橋も架けられていた交通の要地であり、その重要性により、氏堯の知行地となっていたと思われる。

矢上の西隣の駒林村は『所領役帳』では御家中衆市野弥次郎（四三貫七二〇文）と職人衆江間藤左衛門（十貫文）の所領であった。職人への所領は給田という形式で与えられるのが一般的だが、⁽¹⁵⁾ 給田は北条氏直轄領

の内部に設定されるものなので、駒林も元々は北条氏直轄領となる。

元龜三年（一五七二）に北条氏光は市野善次郎に着到定書を発給しているが、それには着到の基準貫高として「駒林之内給田」で十貫文とあり、⁽¹⁶⁾ 駒林には別人の給田も存在していた。前述したように永禄四年に善次郎は木月郷で所領を与えられていて、この時に加増が行われたのである。市野弥次郎と善次郎は一族と思われるが、北条氏は両者に所領を与えて、新たに家臣として取り立てたのである。⁽¹⁷⁾ 戦国後期になると北条氏が新たな家臣への給分として、直轄領に給田を設定する動きが目立っているが、この事例はその典型と言えよう。

その後、天正一二年十月付の北条家朱印状では松田肥後守（康郷）に「私領稲毛之内駒林之村」で以前からの役は相違なく勤め、新儀の役は虎の印判状で命じると告げている。⁽¹⁸⁾ このことは松田氏も駒林に知行地を持っていたことを意味し、駒林は給田・私領に分割されていたのである。結局、駒林は本来は北条氏直轄領であったが、それが市野・江間・松田氏へ分け与えられ、天正後半には純粋な直轄領はほとんど残存していなかったと見られる。

なお注意したいのは、この松田肥後守宛の北条家朱印状写が駒林村在住の旧家川田家に残されていることである。この朱印状は新規役の賦課が虎印判状で行われることを明確化した点に意義があるが、これは実際に役を勤める駒林村内の百姓に利益をもたらすことである。百姓は松田氏を通じて北条氏に新規役の賦課停止を要望し、その結果朱印状が松田氏に発給され、それが駒林の小代官または名主に与えられたと思われる。川田家に残されている別の朱印状の宛名は駒林小代官・百姓中とあり、⁽¹⁹⁾ 川田家は戦国時代には小代官または名主を勤めていたのだろう。一方、市野家にはこうした朱印状は伝わっていないので、戦国後期にはこうした組織とは関係がなく、北条家臣として村落に臨んでいて、川田家とは立場を異にしていたと見られる。両家共に近世には駒林村の百姓になったが、こうした戦国段階での立場の違いは近世における両家の存在形態にも影響を与えた

思われる。

2 中田加賀守・修理亮の動向

このように、知行地を縮小された中田加賀守であったが、小机城主北条氏の家臣となっていて、その活動を示す文書が三点残されている。

鳥山之内神台地雲松院分檢地指出

式町壹反大七十歩	田数
分錢拾貫九百卅二文	反別五百文充
七段小四十歩	畠数
分錢七百四十四文	秋成 反別百文充
四百八十二文	夏成 同 六十五文充
以上拾貳貫百五十八文	定納 惣合貳拾九貫八百文
役錢之儀者、重而可被仰出者也	

(「桐圭」朱印)

元龜三年

壬申
十一月

朔日

久米玄蕃助（花押）

武岡書助（花押）

中田加賀守（花押）

雲松院領

代官

百姓中⁽²⁰⁾

雲松院は小机村にある曹洞宗寺院で、小机城主北条氏は様々な形で保護を加えていた。この桐圭朱印は当時の小机城主北条氏光のもので、この文書の内容を保証する意味を持ち、雲松院の寺領に関して、田畠の面積と年貢高を確定し、さらに役錢の納入については後日命じるとしたものである。田一反あたり五百文、畠一反あたり百六十五文は後北条領国における年貢高算出のための一般的な基準であり、この場合もその基準を踏襲していて、

寺領内の百姓は一年間に計二十九貫八百文を雲松院に納入することになった。

『所領役帳』では小机城主三郎殿が、鳥山（横浜市港北区）で百二十四貫七百七十文を知行しているが、この前後に自領の一部を割いて、雲松院に寺領を寄進したものと思われる。文書の最初には「鳥山之内神台地」とあり、寺領は鳥山の中の「神台地」（神太寺）にあったことがわかる。⁽²¹⁾『風土記稿』には小机城主笠原信為（実際は城代）がこの地に神太寺を建立し、二代目の住職天叟順孝が小机に移して、雲松院が成立したという伝承が掲載されているが、この伝承通りならば神太寺は雲松院の旧地なので、その地に元々の寺領があり、それを北条氏が安堵したとも考えられる。

この点はともあれ、この文書が出される直前に検地が行われ、その結果をまとめた検地指出が作成されたのである。指出の意味に関しては、従来から多くの議論があり、その内容も多様であるが、⁽²²⁾この場合は小机城主から検地役人が派遣され、寺領の代官・百姓の立会いの元で検地が行われたと見られる。『所領役帳』には鳥山で検地が行われたという注記はないので、この段階で初めて正式な検地が行われ、寺領年貢が確定されたと思われる。北条氏は田畠の面積ならびに貫高を基準にして、懸銭や普請役など様々な公事を賦課したが、そのためにも領内における田畠の面積や貫高の確定は急務であり、神太寺でもそれがようやく実現したのである。

署名者である久米玄蕃助・武図書助・中田加賀守の三人は小机城主北条氏の家臣であり、この検地にも関与していて、実際に現地に赴いた人物もいたと思われる。中田加賀守は『所領役帳』では三郎殿の配下に属していた、いわゆる小机衆であった。加賀守は神太寺からさほど離れていない矢上や川島を所領とし、この付近の状況を知悉していたと思われるので、この検地に関与していた可能性が高い。

一方、武図書助の名前は他の史料には見えないが、三浦半島に武（横須賀市武）の地名があり、そこには鎌倉時代から三浦氏の一族がいたことが知られるので、その流れを汲むと考えられる。久米氏は『所領役帳』では

久米玄蕃の名が見え、御馬廻衆として別堀（小田原市）・瀬谷（横浜市瀬谷区）・森戸（埼玉県坂戸市）で計百一貫六十七文を知行している。この雲松院文書の署名者は同名であり、同一人物またはその子供と思われる、『所領役帳』の段階では御馬廻衆であったが、小机衆に編成替され、小机領内で所領を与えられていたと考えられる。⁽²³⁾

この点に関して、王禪寺へ「久米陣夫」以外は諸役免除を定めた天正十二年（一五八四）十一月の北条家朱印状が注目される。⁽²⁴⁾ 陣夫役は当該村落から百姓を陣夫として徴発して、北条家臣が召し使うものだが、徴発する北条家臣の所領と徴発される村落とは一致しない。とは言え、遠隔地の村からの徴発は非能率的であり、その近隣に所領を持っていた北条家臣が北条当主の許可により、陣夫を徴発したと見られる。『所領役帳』では王禪寺は麻生内（川崎市麻生区）で寺領を与えられていたが、その南の寺家・鴨志田（横浜市緑区）は小机領であった。王禪寺には同日付で北条氏直判物が発給され、麻生郷内の寺領三十貫文が以前の証文に任せて安堵されている。⁽²⁵⁾ また、同日には別の北条家朱印状が発給され、寺内の竹木の伐採の禁止と小机城で竹木が必要になった場合は印判状で申しつけるとしている。⁽²⁶⁾ 王禪寺は北条当主から代々寺領の安堵を受けているので、麻生郷全体は北条氏直轄領であったと思われるが、⁽²⁷⁾ 小机城から竹木の徴発を受けている事実から、小机城主の領域支配を受けていたと考えられる。この点から王禪寺からの陣夫も小机衆が使用していた可能性が高く、久米氏は小机領内に所領を持ち、北条当主からの許可を受けて王禪寺から陣夫を徴発していたと推測される。

さて、もう一通の中田加賀守関係史料は次のもので、雲松院に与えたものと同様の検地指出である。

西年小机筋恩田之郷検地指出

一、参拾五町四段大九十歩 田数

此分銭

百七拾七貫四百五拾八文 但^{老反別}五^{百文宛}

一、參拾三町半

此分錢

參拾三貫五十文 但^{老反別}百^{文宛}秋^成

二拾壹貫五百四十七文 但^{老反別}六^十五^{文宛}夏^成

合貳百參拾貳貫五十五文 田畠之辻

此内諸引物

拾貳貫百文 公事免 但^{本途之辻}十分一

五貫文 代官給

五貫文 名主免

參貫文 宮免

參貫文 井料免

貳貫文 定使給

以上卅貫百文 引方

残^而

貳百壹貫九百五十五文 夏秋定納

以上

右当檢地定納之辻，無相違可致進納者也，仍如件，

(「桐圭」朱印)

天正 拾三年 乙酉九月廿七日 奉行 小山筑前入道 (花押)

中田加賀守代 柴崎但馬 (花押)

恩田之郷 百姓中⁽²⁸⁾

この文書も小机城主北条氏光発給のもので，署名している小山筑前入道と柴崎但馬はその家臣である。柴崎但馬には「中田加賀守代」の注記があ

るので、加賀守の配下に属している人物と思われるが、他の史料には現れない。小山筑前入道も他の史料には見えないが、恩田郷の南を流れる恩田川を少し下った所に小山村があり、この村出身の人物かもしれない。小山村は『所領役帳』には名は見えないので、北条氏直轄領であったと推測され、それを契機に北条氏の被官になったとも考えられる。注記には奉行とあることから、検地執行の中心的役割を果たし、またこの付近の事情に精通した存在と思われ、この地域出身の可能性が高い。つまり、小山筑前は検地奉行として、恩田郷の検地を行い、田畠の総面積や年貢高を確定したのである。また、柴崎但馬も検地奉行を務めたと推測される。

内容は基本的には前述した雲松院領の場合と同様だが、控除分が記載されている点が異なる。この種の検地書出で最も早いのは天文十二年（一五四三）の伊豆長浜郷宛のものだが、永禄後半以降に多く出されるようになり、代官給・定使給・井料免・公事免・神田の控除が一般化し、中には名主免の控除も見られる。こうした控除は書出の最初に「分国之定法郷中之指引」とあるように、⁽²⁹⁾ 北条氏の国法として定められたもので、百姓側の要望を受けて、北条氏が認可したものと思われる。恩田郷の場合も基本的な控除分が揃っている。代官給は恩田郷の小代官、定使給は恩田郷と小机城の間の連絡役を果たす者、名主免は恩田郷の名主としての任務に対する控除である。また、宮免は恩田郷の鎮守運営の費用、井料免は郷の南を流れる恩田川からの用水を引く費用に対する控除であろう。

一方、公事免は「本途之辻十分一」とあるが、これはいかなる意味であろうか。『所領役帳』では恩田郷は小机城主三郎殿の所領で、その貫高は一二七貫八七四文だが、この公事免はまさにその十分の一にあたるので、公事免は検地前の貫高の十分の一が控除されたものである。結局、この検地により恩田郷の総貫高は二三二貫五五文となり、一〇四貫一八一文の増分が打ち出されたのである。北条氏光は小机城主として、三郎殿の所領の恩田郷を継承し、天正一三年に検地を行い、倍近い貫高の増加を実現した

のである。中田加賀守はこの検地の遂行を立案し、配下を検地奉行として派遣するなど、小机領支配の実務を担当していたと言えよう。

もう一通の中田加賀守の名が見える文書は次のものである。

上丸子之内、近年川成ニ付而、世田ヶ谷領沼目之郷^与問答候、依之去年己丑九月、興津加賀・中田加賀・安藤代福田三人之検使を以、被為見候処上^ニ、於上丸子者、無紛由申上候間、急度作識申付、有様之御年貢可指上者也、仍如件、

(天正十八年)

庚寅

(虎朱印)

三月十

六日

奉之
今阿弥

中村五郎兵衛殿

上丸子百姓中⁽³⁰⁾

上丸子郷内の土地が「川成」により、沼目郷との境界が不明確になったため、昨年九月に検使として興津加賀・中田加賀・安藤代福田の三人を遣わして、検分させたところ、上丸子郷の土地であることが明確となったので、所有権を与えると述べたものである。『所領役帳』では上丸子の知行人は千葉殿（江戸衆・二十貫文）、下丸子は布施善三（五百五十文）、沼目郷はその名は見えない。

ところが、天正十五年（一五八七）八月の北条家朱印状では、上丸子郷の貫高は四二貫五六六文で、その内三貫文を両名主に永代御免し、残りの三九貫五六六文を「御蔵納」するように命じている。⁽³¹⁾ このことは天正十五年には上丸子が北条氏直轄領であり、これ以前に千葉殿の所領が没収されたことを意味する。貫高はちょうど倍近くになっているが、これは北条氏直轄領になった後に検地が行われ、増分が打ち出されたためであろう。宛名の中村五郎兵衛は作職を与えられている点から見て、給人ではなく上層百姓で、天正十五年の文書に出てくる名主と同一人物と思われる。天正

十八年の文書の宛名は上丸子百姓中と中村氏となっているが、天正十五年の文書の宛名は丸子郷名主・百姓中であり、この点からも中村氏と名主は同一の存在と推測できる。⁽³²⁾

沼目郷は近世には上沼部村と下沼部村（大田区田園調布一帯）に分村し、共に荏原郡世田ヶ谷領に属していた。下沼部村の多摩川対岸には向河原という飛地があったが、明治四十五年（1912）に神奈川県に編入され、大正十三年（1924）には川崎市、現在は中原区下沼部町となり、⁽³³⁾ その北隣は上丸子である。この点から見て、天正年間後半に上丸子と沼目郷の間で相論になったのは、向河原の北側一帯の土地と思われる。恐らく多摩川の洪水によって土地の帰属が不明確となり、それを契機に相論が発生したのだろう。

上丸子は『所領役帳』では小机の注記があり、小机領に属していたので、中田加賀守は小机領の代表者として出向いたのであろう。一方、下沼部村の本村は多摩川左岸にあり、文中に書かれているように世田ヶ谷領に属していた。⁽³⁴⁾ 世田ヶ谷領は現在の世田谷区一帯であるが、そのかなりの部分は世田谷を本拠とした吉良氏の所領である。しかし、世田ヶ谷領内にも北条氏家臣の所領が存在し、⁽³⁵⁾ 必ずしも吉良氏が一円的な支配をしていたわけではない。

もう一人の検使興津加賀はこの世田ヶ谷領側の検使と推定され、『所領役帳』では江戸衆に属し、落合（新宿区落合）・桜田（千代田区霞が関一帯）・小日向（文京区小日向一帯）で計六十四貫二百十六文を知行している。世田ヶ谷領の大部分は吉良氏が支配していたが、江戸城代遠山氏もその支配に関与することもあり、このような他領との相論に関しては検使を派遣していたのだろう。一方、安藤代福田はいかなる人物であろうか。安藤氏は安藤豊前守良整のことで、北条氏の重臣として小田原城に詰めて様々な業務をしていた。よって、この福田氏は小田原から安藤氏の代理として派遣されてきた検使である。つまり、三人の検使は上丸子の領域支配者の小机城主、沼目郷の領域支配に関与していた江戸城主、それらを統括する北条当主から派遣されてきたことになる。

中田加賀守は検地に関わるのみでなく、検使も務めていたが、この二つの仕事は土地の検分を行う点で共通し、この種の職掌を専門としていたと思われる。中田氏には修理亮を名乗る人物もいて、これと類似した職務を果たしていたことが知られる。

永禄七年（一五六四）五月の北条家朱印状によれば、野田氏は品川の内で一貫文を北条氏から与えられ、その土地を代官瑞雲院代、公方奉行興津甚兵衛尉・中田修理亮から請取るように命じられている。⁽³⁶⁾『所領役帳』では古河公方足利義氏が品川南北で七七貫三五〇文を知行していて、その代官は瑞雲院が務めていた。瑞雲院は晴氏の正室芳春院（氏綱娘）の配下にいた僧侶で、古河公方の家政に深く関与していた。⁽³⁷⁾野田氏は古河公方家臣であり、義氏の所領の一部をこの時に何らかの理由で与えられたと思われる。そのため、品川の代官を務めていた瑞雲院の代理人が土地の引渡しを行ったのだが、公方奉行として興津・中田もそれに立ち会っていたことは注目される。公方奉行とあるので、両者は小田原から派遣された人物であり、興津は興津加賀守の一族、中田も中田加賀守の一族と思われる。これも検使的な役割を果たす点では前述の両加賀守の場合と同様であり、この両家は職掌内容で共通する面が多分にあったと言えよう。

一方、年月日未詳四月一三日付の北条氏光朱印状は、星川久左衛門に一人扶持を与えるので、中田修理亮から請取るように命じたものである。⁽³⁸⁾また、天正九年四月付の北条氏光朱印状では、久左衛門に恩賞として秋以降に給田五貫文を与えると述べている。⁽³⁹⁾久左衛門は氏光に属して戦功を上げ、その結果最初は一人扶持、その後に給田を与えられ、氏光家臣の一角に連なったと思われる。風土記稿では久左衛門の子孫は五段田村（川崎市多摩区生田周辺）の旧家であるが、ここから小机領までは近距離なので、何らかの形で小机衆と接触して、戦に参加したのだろう。一人扶持の給付とは小机城から米を支給されることを意味し、その支給を中田修理亮が行っている。これは修理亮が小机城の米蔵を管理し、米の出納を行っていたことを物語る。

天正三年と推測されている北条家朱印状にも中田氏の名が見え、こうした職掌を行っていたことが裏付けられる。⁽⁴⁰⁾ この朱印状は駒林村の小代官・百姓中宛のもので、彼らが川流の発生により、諸役免除を詫言し、その結果損分の田畠に賦課された段銭と懸銭の半分が赦免されている。しかし、残りの半分は納入が命じられ、「百姓中并中田ニ可渡之」と記されている。段銭と懸銭は支城に納入するのが普通であり、この駒林村は小机領に属するので、当然小机城に納入することになる。よって、この中田氏は小机城の奉行人であり、修理亮のことと思われる。

加賀守と修理亮の関係は不明だが、共に小机城主北条氏の家臣であり、一族であるのは間違いない。史料的には加賀守は元龜三年から天正十八年、修理亮は永禄七年と天正七または八年の文書に現れ、その活動時期は一致している。一般に修理亮のような受領名から加賀守のような国守に官途は進むので、両者は同一人物ではなく、親子または一族と見られ、共に検地や年貢・公事の出納といった実務に携わっていて、計数能力に長けていたようである。

3 中田加賀守と矢上・川島

矢上と川島には中田加賀守に関する伝承が多く残されている。『風土記稿』の矢上村の項には、「旧跡館跡」として、「村ノ中程熊野社ノ後背ノ陸田ノ辺ナリ、則前条ニシルセル保福寺ヲ建立セシ中田加賀守カ住セシトナリ、今コヽニウツ木ノームラナセル所アリ、是加賀守カ先祖ノ墳ナリト、土人此木ニフルヽコトアレハ必奇病ヲウルトテ近クヨルモノナシ、此地ハ百姓武右衛門ト云モノヽ持ナルカ彼ノ先祖ハ渡辺何某トテ加賀守カ家士ナリシト云」とある。

この加賀守の館は熊野神社の後方の台地上に以前は存在したが、慶応大学の野球場整備の際に整地され、遺構は野球場の北側に堀切状のものが残っているだけである。また、風土記稿で加賀守の先祖の墓と伝えていた塚も昭和初年まで存在したが、ハンドボール場（野球場の西南）の造成の

際に消滅した。⁽⁴¹⁾ かつては畑の中に小高い塚が一基あり、風土記稿によれば、空木が何本か存在し、この木に触れる者は奇病にかかるので、誰も近づかないという禁忌があった。また、この塚を加賀守の家臣渡辺氏の子孫武右衛門が所有していた点も興味深い。こうした禁忌は城跡や古戦場跡によくあり、その場所を不可侵とする観念が存在したことを物語り、それは所有者のみでなく、村民全体に行き渡っていた。所有者の武右衛門にとって館跡はかつての主君を忍び、同時に自家が武士であった由緒を再確認する場所であった。そこは加賀守の先祖が眠る場所でもあり、そこに禁忌を設定することで、特別な場所と人々に意識させ、加賀守に関する記憶を再生産させることになった。

こうした加賀守に関する伝承は他にもある。風土記稿の浅間社の項には「村ノ東方小高キ塚上ニアリ、最小祠ナリ、相伝フ昔北条家ノ麾下ノ士中田加賀守此塚ヲ築キテ新ニ此社ヲ鎮座アリシト、社頭ニ古松樹生シケリタレハ、古キ宮居ナルコトハシラレヌ」とあり、加賀守は塚を築いて、浅間社を勧請したという伝承が存在した。これは塚が信仰の対象となっていたことを示し、塚の造成、神社の勧請という信仰面でも加賀守が矢上村に関わっていたことを意味する。この伝承の真偽は不明だが、戦国時代の関東では富士信仰が広まり、各地に浅間神社が勧請されていたのは事実であり、そうした当時流行の信仰を加賀守が受容し、矢上村の人々にも勧めたのかもしれない。この神社には古い松が茂っていたため、古い神社と人々に認識されていたが、この認識は同時に加賀守の事績も喚起させるものであったと思われる。

村内の保福寺（曹洞宗）も風土記稿には「開基ハ中田加賀守某ナリ」とあり、加賀守の開基と伝えている。⁽⁴²⁾ このような北条氏家臣の開基や中興と伝える寺院は各地に多数存在し、中でも曹洞宗や日蓮宗寺院が多い。中田氏も曹洞宗を信仰し、僧を招いて保福寺を開いた可能性は十分にある。当時の武士は曹洞宗寺院を日常的に訪ねて、僧侶から話を聞いたり、振舞を受けることもあり、盆の際には施餓鬼の供養を受けるなど菩提や葬送の

世話をしてもらっていた。⁽⁴³⁾ 加賀守も保福寺と同様の関係を結び、寺領の寄進など経済的な保護を加えていたと思われる。

このように、中田加賀守は知行地の矢上村に館を構え、寺院や神社を建立していた。館の周囲には矢上村の鎮守熊野神社や保福寺があるので、この付近が矢上村の中心と考えられ、そこを本拠として中田氏は矢上村を支配していた。館跡の一角にあった中田氏の先祖の墓所は、近世にはその家臣の渡辺氏の所有地となり、不可侵の禁忌が設定されていた。こうした様々な伝承により、中田氏の事績は近世にも受け継がれ、禁忌や古松といった景観を通じて、中田氏に関する記憶は常に呼び起こされていたと言えよう。

同じ北条氏の知行人でも知行地に全く痕跡を残さない領主と中田氏のように様々な痕跡を残す領主がいるが、前者と後者では知行地への関与の仕方はかなり異なっていたと思われる。後者の場合はその土地に館を構えて、所領経営や寺社の造立を行うなど在地に密着した存在であり、それゆえに多くの伝承で彩られることになった。小机城主の場合も小机城主北条氏に関する伝承がほとんどないのに比べて、城代であった笠原氏に関する伝承は小机やその周辺地域に多数残されていて、笠原氏こそが小机領支配の中心人物であったことを物語っている。

さて、中田加賀守のもう一つの知行地川島にも伝承が残されている。風土記稿の川島村には「旧家百姓藤左衛門」として、次のような記述がある。

コノ所ノ村正ニテ中田ヲ氏トス、先祖加賀守ハ北条氏ノ家人ニシテ、ソノ禄今ノ石高ヲモテイハ、三万石ホトヲ受シモノナリト云、此辺ヨリ稲毛等ヲスヘテ郡代セシヨシヲ云伝ヘリ、北条家人役帳ヲ按ルニ中田加賀守カ名ヲノセテ小机ノ内川嶋及ヒ矢上ノ内十五貫四百二十文ヲ領セシヨシヲノス、天正十八年小田原没落ノ時加賀守ハ己カ采邑矢上村ヘ落来リ、同年没セシニヨリ同所保福寺ヘ葬レリ、ソノ子藤左衛門ハ後ニ当村ヘ移レリ、其コロ父加賀守カ遺骨ヲ分チテ持来リ、正観寺

ヲ建テソノ塚ヲ築キシナリ、其石碑境内ニ存セリ、大猷院殿ノ御時、正シキ由緒アル浪人百姓等ノ系図ヲサ、クヘキヨシ命アリシ頃、藤左衛門カ系図ヲモ奉リシカハ、ヤカテ長男ヲハ召出サレテ知行五百石ヲ賜ハリ屋敷ヲハ江戸神田於玉ヶ池ニテタマヒシトナリ、サレト其年月等詳ナラス、後ニ嗣ナクシテ家絶シト云、今ノ藤左衛門ハハシメ先祖ノ御家人ニ加ヘラレシトキ名跡トシテ、次男某ヲ此所ヘ残シ置ケルソノ子孫ナリトソ

中田氏は今の石高で言えば三万石程を受け、この付近から稲毛一帯の郡代を勤めていたという。この伝承は小机領や稲毛領内の事象を扱っていた中田氏の活動とある程度一致している。小机領は支城主制なので、郡代は存在しなかったが、近世にはこうした活動を郡代としての権限によるものとする認識があった。これは中田家に伝わっていた伝承と思われる。

加賀守は天正十八年の小田原落城後、矢上村に落ち延び、同年に亡くなって保福寺に葬られた。その後、子藤左衛門は川島村に移住し、父加賀守の分骨を持ってきて、正観寺を建立し、塚を築いて石碑を立てたという。風土記稿の正観寺の項には「当寺ハモトノ名主中田藤左衛門ト云モノ、僧珠牛ヲ開山トシテ建立スル所ナリ、珠牛ハ元禄元年九月十七日寂セリ」とあり、近世初期に藤左衛門が正観寺を建立したことが記されている。この川島村は加賀守の知行地であったので、その由緒を辿って藤左衛門の移住が行われた。中田氏の本拠地は矢上であり、川島は後に北条氏から与えられた土地と考えられるが、戦国期からそれなりの基盤を持っていたのだろう。

徳川家光の時に、由緒ある浪人や百姓に系図を献上することが命じられたため、藤左衛門は系図を献上し、その後長男が召し出されて五百石の知行と神田於玉ヶ池で屋敷を与えられたという。しかし、後にその家は断絶し、召し出された藤左衛門の次男が川島村の家を継いで、今に続いていると述べている。

家光の時代の寛永十八年（一六四一）に大名や旗本に系図の提出が命じられ、それをまとめた『寛永諸家系図伝』が編纂されたが、浪人や百姓に系図提出を命じた事実はなく、この伝承は『寛永諸家系図伝』編纂を元に作られた虚構であろう。とは言え、この伝承は戦国期には北条家臣であった由緒を持つ中田氏が、武士身分への回帰を望んでいたことを示すものである。こうした家では先祖の事績を記した由緒書を作成することが多いが、中田家にも由緒書が存在し、風土記稿の記述はこれが元になっていたとも考えられる。いずれにせよ、中田氏が近世を通じて、川島村の名主を勤めていたことは事実であり、同家では矢上にあった陣屋を川島に移し、名主屋敷として使用していて、以前は周囲に堀もあったと伝えている。⁽⁴⁴⁾

おわりに

以上、中田氏の動向を中心に、戦国期の矢上周辺地域の状況に関して述べてきた。中田氏は元々は太田氏の家臣で、惣領と思われる加賀守は北条氏に属し、小机城主の奉行人として活動していた。後北条氏滅亡後、加賀守の子藤左衛門は知行地川島に移って、その後名主を務めていた。こうした後北条氏の知行者から名主への転成は他にも多くの事例があるが、知行地にそのまま土着した場合や他の土地に移住した場合などそのコースも様々であり、各知行者の動向を個別に追跡する必要がある。また、こうした家は後北条氏発給の古文書を所有していることが多いが、各文書が何故にその家に伝来したかも追求すべきである。これらの文書は小代官・百姓中宛のものが多数を占める一方で、個人名宛のものもあり、両者の違いにも注意すべきである。また、これらの家では中世に武士身分であった由緒を持ち、なかには由緒書や村の歴史を記した旧記を作成することもあった。こうした近世作成の文書も家の意識を知る上で大切であり、記載内容を分析すべきである。

一方、扇谷上杉氏支配段階の状況、小机領支配の内容、領内の郷村の状況も不明確な部分が多い。こうした点を知るには中田氏のような北条氏進

出以前からの領主，新たに所領を与えられた北条氏家臣，新たに取り立てられた家といった相違にも注意して，その所領経営や村落との関係に分析を加える必要がある。そのためには，地域に残る城や館跡，山・谷・林・川などを含めた全体的な景観も重要な史料となるが，近年の横浜・川崎市域では急速な開発の進行により，こうした遺跡や景観が原型を止めない状態になっているのは残念なことであり，本格的な対応が必要と思われる。

注

- (1) 野球場の一角には一枚板の記念碑が立っていて，表には「保福寺開基」「中田加賀守累代墳墓之地」と二行に字が刻まれている。そして，裏には「中田加賀守は当地の豪族也，浅間社・熊野社・観音堂を開基す。後北条氏の部将となり，矢上村・戸手村・井田村・川島村等三万石を采邑せり。天正十八年小田原落城の砌，此處に没し，子孫は川島村に移住す。当日吉台は其屋形跡にして，丘陵一帯の古墳は其先祖の塚也と伝ふ。武蔵風土記稿に曰く，今コ・ニウツ木ノームラナセル所アリ，是加賀守カ先祖ノ墳ナリト，土人此木にフル・コトアレハ必奇病ヲウルトテ近クヨルモノナシと。昭和十年慶応義塾大学校地整備の為，古墳の発掘に着手，先づ剣と埴輪を得たり，子孫知らず，災厄諸家に頻々たるに及び始めて，驚き悟りて発掘の中止を請願す，昭和廿六年古墳再発掘の止むなきに至る。学校当局の厚意に依り，当地を之か改葬の地と定め，今般改めて建碑し以て，永久に祖霊を修祀せんとす。
昭和廿九年四月八日 中田加賀守子孫一同」とある。
- (2) 黒田基樹『戦国大名北条氏の領国支配』（岩田書院，一九九五年），第四章 久野北条氏に関する一考察。初出は一九八九年。
- (3) 西ヶ谷恭弘「武州小机城の研究」（『武蔵野の城館址』名著出版，一九八四年。湯山学「後北条氏の小机領支配―北条長綱（幻庵）の動向を中心に―」（『郷土よこはま』一〇〇号，一九八五年）。
- (4) 渋谷に「三間在家」の注記があるが，村内に三軒の在家があり，それが知行の基本となっていたという意味であろうか。
- (5) 『戦国遺文 後北条氏編 一卷』七一三号，諸州古文書武州一二。以下，『戦国遺文』からの引用は，戦1一七一三の如く表記する。
- (6) 黒田基樹『戦国大名領国の支配構造』（岩田書院，一九九七年），第十二章 江戸太田康資の考察。初出は一九九六年。この地域の康資の寄子知行地には

- 「小倉三橋分」（一五貫文）もあるが、小倉は鹿嶋田の南隣にある。
- (7) 『神奈川県史 資料編 1 古代・中世（1）』古代編 八四二号。宮内庁書陵部所蔵中右記部類卷十六裏文書。
- (8) 稲毛郷については『角川日本地名辞典 神奈川県』、木村茂光「武蔵国橋樹郡稲毛荘の成立と開発」（『地方史研究』二二七号、一九九〇年）、『川崎市史通史編 1 自然環境・原始・古代・中世』第三編第一章（石井進氏執筆）が詳しい。
- (9) 『神奈川県史 資料編 古代・中世 3 下』六八一四号。
- (10) 伊礼正雄『『小田原衆所領役帳』研究への提言』（『関東戦国史の研究』名著出版、一九七六年）。
- (11) 『新編武蔵風土記稿』の高田村の項には恒岡氏に関する伝承は掲載されず、中田加賀守の場合とは好対称であり、それほど在地に密着した存在ではなかったと思われる。
- (12) 佐脇栄智「武蔵国太田渋子郷雑考—その訓みと郷域と—」（『日本歴史』五〇五号、一九九〇年）は、長尾村内に神木（新木）があるので、この記載の鈴木は神木（新木）の写し誤りと推測し、恒岡氏が長尾村とその内部神木を共に所領としていたと述べている。また、太田渋子郷の地頭分が平村、領家分が長尾村であり、渋子は「しばく」、「渋口」は「しばくち」と読むとも指摘している。
- (13) 注(2)書、第四章ならびに第五章「北条氏堯と北条氏光」。
- (14) 『角川日本地名辞典 神奈川県』。
- (15) 『所領役帳』では江間氏は「奈古谷給田」（静岡県韭山町）（三十貫文）も与えられているので、駒林も記載はないが、実際には給田であったと思われる。
- (16) 戦 2 一一五七七。諸州古文書武州一二。
- (17) 市野家は現在も旧駒林村である日吉本町に多く存在するので、近世に至りそのまま帰農したと考えられる。その菩提寺は西光院で、近世の墓が多くある。『所領役帳』では市野助太郎・四郎左衛門の二人が東郡赤羽祢開で知行を与えられている。両者は駒林の市野氏の一族と推定される。
- (18) 戦 4 一二七一七。武州文書所収橋樹郡平所蔵文書。
- (19) 戦 3 一一八〇四、4 一三三五三。同上所収。
- (20) 戦 2 一一六二一号、雲松院文書、この文書は武州文書では「有眞宝聡陶唐」の印となっているが、原文書は「桐圭」朱印であり、編纂の際に同寺所蔵の永禄四年閏三月の制札に押されている「有眞宝聡陶唐」と取り違えたと思われる。
- (21) 鳥山は小机保内にあるが、中世には近世の鳥山村より広く、その中に神太寺も含まれていたのだろう。戦国時代の史料には鳥山の北隣の片倉や神太寺の名

が見え、既に一村として独立していたと見られるが、なおも鳥山の一部という認識が残っていたと思われる。

- ②② 池上裕子「戦国時代の指出と検地」(『神奈川地域史研究』第17号、一九九九年)は指出と検地に関して、整理を加えたもので、北条氏の場合は検地役人が派遣され、近世段階と比べれば不十分とは言え、田畠の面積を計る検地が行われたと指摘している。
- ②③ 天文十一年(一五四二)十一月の久良岐郡堀之内にある宝生寺への寺領寄進状には久米入道が連署しているが(戦1―二一八)、これも一族と思われる。また、天文十三年閏十一月の北条家朱印状では久米大膳亮に分国内で「拾匹十人」の過所(戦1―二五四)、永禄七年六月の北条氏邦朱印状でも同人に氏邦知行内での過所を与えている(戦1―八五六)。この大膳亮と玄蕃の関係は不明だが、過所を与えられていることから見て、各地を遍歴して商売を行う存在であったのは間違いない。天文一八年と推定されている北条氏康書状では上総の真里谷武田氏への使者を久米氏が務めていたことが窺われるが(戦6―四六三九、本乗寺文書)、この役割は各地を遍歴していた大膳亮の職掌に適合しているので、同一人物の可能性はある。
- ②④ 戦4―二七三五。王禅寺文書。
- ②⑤ 戦4―二七三八。同上。『所領役帳』では五十貫なので、これ以降寺領が減少したと見られる。
- ②⑥ 戦4―二七三六。武州文書所収王禅寺文書。
- ②⑦ 元龜三年三月に北条氏政は岡部和泉入道に堪忍分として麻生郷を与えていることから、麻生郷が北条直轄領であったことがわかる(戦2―一五八五、岡部文書)。
- ②⑧ 戦4―二八六五。武州文書では藤兵衛所蔵、風土記稿では恩田村の百姓藤兵衛所蔵とする。
- ②⑨ 戦2―一七二〇～一。東慶寺文書。
- ③① 戦5―三六八二。日枝神社文書。
- ③② 戦4―三一六五。同上。奉者は同じく今阿弥である。
- ③③ この段階で中村氏が名主という役職名ではなく、名字を持つ存在として、北条氏に把握されるに至ったのは、中村氏が北条氏の被官に近い存在になっていたことを推測させる。その契機となったのは永代の名主免の許可であり、これは被官に与えられる給田と限りなく近いものであったと思われる。
- ③④ 『角川日本地名辞典 神奈川県』『同 東京都』。
- ③⑤ 近世にも下沼部村は世田谷領に属していた。しかし、南隣の鷯ノ木は『所領

役帳』では六郷の注記があり、六郷領に属していた。『所領役帳』では六郷の注記がある郷村は多摩川左岸河口一帯に集中し、さらに北側にも広がっていたが、近世にはこれらの地域は六郷領となった。このように下沼部村は小机・世田谷・六郷領の境界にあり、重要な場所であったと思われる。

- (35) 荻野三七彦『吉良氏の研究』（名著出版、一九七五年）武蔵の吉良氏についての研究。『所領役帳』では字名根を江戸衆の太田大膳助、北見之内養安寺分を恒岡弾正忠を知行している。
- (36) 戦1一八五五。野田家文書。
- (37) 佐藤博信『古河公方の研究』（校倉書房、一九八九年）、第一部第五章 足利晴氏・義氏とその時代。
- (38) 戦3一二二二五。武州文書橘樹郡丈右衛門所蔵文書。
- (39) 戦3一二二二七。同上。
- (40) 戦3一一八〇四。武州文書橘樹郡林平所蔵文書。
- (41) 『日本城郭大系 6 千葉・神奈川』（新人物往來社、一九八〇年）三〇四～五頁、中田加賀守館の項。この館跡は新幹線の真上にあり、慶應高校の脇から谷を下っていくと、右側の山腹に階段があるが、その登り口には直方体の石があり、正面に「中田加賀守祖先墳墓参道」、右側に「昭和三十九年十二月吉日」、左側に「中田子孫一同」と刻まれている。これは中田氏の子孫が先祖の墓を顕彰するために製作したものである。そこを登っていった所に堀切状の遺構があり、一段高い所に野球場がある。『城郭大系』によれば、この野球場の東部に「ほんやしき」、台地東側の下には「ふえやしき」「したやしき」の地名が残っているという。この地名は中田氏の屋敷が台地上にあったことを示し、その下側なので下屋敷という地名となったと思われる。
- (42) 風土記稿には保福寺八王子心源院第六世春悦の開山であったが、後に春悦は雲松院の楞室に譲ったので、雲松院の末寺となったとある。
- (43) 拙著『松平家忠日記』（角川選書、一九九九年）。
- (44) 注(4)書、二九〇頁。中田加賀守屋敷。風土記稿では川島村の小名馬場崎は中田加賀守が馬に乗った所と伝えている。正観寺には中田家の墓があるが、ほとんどが明治以降のものである。一方、同村内の随流院（曹洞宗）には中田家の近世の墓がある。そこには明治から大正頃に作られた中田加賀守夫妻の墓もあり、正面右に「昌久道繁居士」、正面左に「昌栄理繁大姉」、右側面に「天正十八庚辰六月十五日、俗名中田加賀守」、左側面に「慶長九年三月朔日」と刻まれている。これによれば、中田加賀守の没年月日は天正十八年六月十五日で、

小田原落城以前となり、風土記稿の記述とは異なっている。また、正観寺にある墓碑銘によれば、初代藤左衛門の法名は空山永尊禪定門で寛永十二年六月二十七日に没している。この法名や日付の根拠は過去帳に基づくと思われるが、この点は今後の課題である。また、近世における中田家と隨流院・正観寺・保福寺の関係についても検討を加えて、風土記稿の記述内容と照合する必要がある。